

タイトル	朝霞地区4市職員実務研修を実施します
いつ 実施日時・工期	平成28年4月1日～平成29年3月31日
どこで 会場・開催地等	
だれが 主催者・関係者	朝霞市、志木市、新座市及び和光市
なにを 事業内容など	<p>朝霞市、志木市、新座市及び和光市は、平成28年度から、若手、中堅職員1名を1年間相互に派遣し、派遣先での実務を通じて知識や技術を習得させる職員実務研修を実施します。</p> <p>平成28年度は、朝霞市と志木市、新座市と和光市の間でそれぞれ相互派遣を実施し、和光市は、当市収納課職員1名を新座市納税課に派遣するとともに、新座市納税課職員1名を当市収納課に受入れます。</p> <p>平成29年度は、朝霞市と新座市、志木市と和光市、平成30年度は、朝霞市と和光市、志木市と新座市の間でそれぞれ相互派遣を実施し、平成31年度以降は、3年間の検証に基づき、改めて協議を行う予定です。</p>
なぜ 目的・理由	<p>朝霞地区4市は、地域的に強いつながりを持ち、行政分野においても、日頃から積極的に情報交換を行い、広域的な連携を図っています。</p> <p>こうした中で、各市とも、市制施行直後に採用した職員が定年退職を向え、新陳代謝を進めていく上で、若手、中堅職員のスキルアップが共通の課題となっていることから、4市間で、実務を通じた職員の相互派遣研修を実施し、各市の行政力の向上を図るとともに、4市の広域的な連携を更に推進しようとするものです。</p>
どうした 経緯・経過	<p>本件は、朝霞地区4市の市長で構成する、朝霞区市長会の臨時総会（平成27年11月12日開催）で議題として提案され、協議の結果、平成28年度から実施されることとなりました。</p> <p>なお、4市では、平成7年度から平成15年度までの9年間、今回と同様の職員相互派遣研修を実施した経緯があります。</p>
金額	
その他	添付資料…朝霞地区4市職員実務研修要綱
問い合わせ先 担当課	<p>課名 職員課 氏名 課長 田中康一 電話 048-464-1111（内線2300）</p>

朝霞地区4市職員実務研修要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「4市」という。）が研修のため職員を相互に派遣し、実務を通じて事務又は技術を習得させることについて必要な事項を定めるものとする。

(研修職員の資格基準)

第2条 この要綱に基づいて4市が研修のために相互に派遣する職員（以下「研修職員」という。）は、勤務成績が優秀で、研修の成果を派遣した市の行政に反映できる能力と資質を有する職員とする。

(研修職員の依頼)

第3条 研修職員を派遣しようとする市長（以下「派遣元市長」という。）は研修職員依頼書（第1号様式）を研修職員の派遣を受ける市長（以下「受入市長」という。）に提出するものとする。

(研修職員の決定)

第4条 受入市長は、前条の規定により研修職員依頼書の提出があったときは、これを審査し、研修職員として受入れするかどうかを決定する。

2 受入市長は、前項の規定に基づき研修職員として受入れの決定をしたときは、速やかに研修職員受入決定通知書（第2号様式）に研修職員の取扱いに関する協約書（第3号様式。以下「協約書」という。）2通を添えて、派遣元市長に通知するものとする。

(協約の締結)

第5条 前条第2項の通知を受けた派遣元市長は、速やかに協約書に必要事項を記入し、記名押印の上、受入市長に提出しなければならない。

2 受入市長は前項の協約書に記名押印の上、1通を派遣元市長に交付する。

(研修期間)

第6条 研修期間は、原則として1年以内とし、派遣元市長及び受入市長が協議して定める。

(研修の方法)

第7条 研修の方法は、研修職員をその習得することを必要とする専門的知識及び技術に応じて受入市の課（所）に配置し、当該課（所）における事務処理を通じて行うものとする。

(研修職員の身分取扱い)

第8条 研修職員は、研修期間中研修受入市職員の身分を併せ有するものとする。

(給与等の負担)

第9条 研修職員の給与及び手当（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当

及び宿日直手当を除く。)については、派遣元市の関係規定を適用し、派遣元市が負担する。

2 研修職員が、受入市長の命令に基づき特殊な勤務、時間外勤務、休日勤務又は宿日直勤務をした場合における特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当については、受入市の関係規定を適用し、受入市が負担する。

3 研修職員が、受入市長の命令に基づき旅行した場合における旅費については、受入市の関係規定を適用し、受入市が負担する。

(勤務条件)

第 10 条 研修職員の勤務時間その他の勤務条件については、受入市の関係規定を適用する。

(分限及び懲戒)

第 11 条 研修職員の分限及び懲戒については、派遣元市の関係規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、受入市の職務に関して研修職員が義務違反等に該当する場合は、受入市の関係規定を適用する。

3 研修職員を関係規定に基づき分限又は懲戒処分をしようとするときは、その都度、派遣元市及び受入市で協議するものとする。

(服務)

第 12 条 研修職員の服務については、受入市の関係規定を適用する。

(福利厚生)

第 13 条 研修職員の福利厚生については、派遣元市の職員に準じて取り扱うものとする。

(共済組合)

第 14 条 研修職員は、派遣元市が加入している共済組合の組合員とし、各給付事務は、派遣元市が取り扱うものとする。

(公務災害の補償)

第 15 条 研修職員の公務災害に対する補償については、派遣元市の関係規定を適用し、派遣元市が取り扱うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、派遣元市長と受入市長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。